

社会福祉従事者等の資格取得費の一部を補助します

佐渡市では、高齢者人口の増加に伴い多様化する介護ニーズに対応できる介護職員の育成と、若者が介護職に就きやすい環境を整えるため、資格取得費の一部に対して補助金を交付しています。

1 補助対象者

市内に住所を有し、市税等の滞納がない方です。ただし、他に受験等に要する経費の支給を受けている方、またこの事業により既に助成を受けている方を除きます。

2 対象となる資格

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------------|
| (1) 社会福祉士 | (2) 介護福祉士 | (3) 社会福祉主事 | (4) 介護職員初任者研修 |
| (5) 実務者研修 | (6) 精神保健福祉士 | (7) 喀痰吸引等研修 | (8) 介護支援専門員 |

3 補助金対象経費

- (1) 受講料または受験料（振込手数料・資格登録及び証書等交付手数料は除く）
 ※**喀痰吸引等研修**：基本研修及び実地研修にかかる費用
 ※**介護支援専門員**：介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修にかかる費用
- (2) 旅費（佐渡市内の旅費、宿泊費は対象外）
 ・宿泊費（後泊は除く）
 ・船賃（原則としてカーフェリー2等往復）
 ・その他公共交通機関に要した費用

4 補助金の額(1,000円未満は切り捨て)

- (1) 対象経費の1/2の額とし、5万円を限度とします。
 (例) 受講料70,500円×1/2=35,250円
 (補助金額) 35,000円
- (2) 高校生から30歳以下(*)の方は、対象経費の8/10の額とし、8万円を限度とします。
 (*) 資格取得した翌年度の4月1日現在の年齢

5 補助する回数

1回です（過去に補助を受けた方は補助対象外）。
 ただし高校生から30歳以下(*)の方は、今後他の資格を取得した場合、1回のみ補助対象になります。

6 補助金の交付申請

修了証明書・登録証等を取得後から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、市へ申請してください。

※ 過年度に修了した研修・取得した資格については、申請をすることはできません。修了証明書等に記載の修了日が3月末の場合は、当該年度の事業となるため速やかに申請をしてください。

7 交付申請から口座振込までの流れ

- ① 補助金交付申請書等必要書類を提出(裏面を参考にしてください)
- ② 市からの交付決定兼額確定通知書を受領後、市へ補助金交付請求書を提出
 ※請求書は通知書に同封します。
- ③ 請求書提出後、市からご指定の口座へ振込みます。

担当	提出先
佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 TEL 63-3790	・ 高齢福祉課 高齢福祉係 ・ 各市民センター

申請書に添付する書類について

※提出書類等は写しで結構です。

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士

- ① 登録証
- ② 受験料受領書(振込明細書)
 - ※振込手数料・登録手数料等は対象外
- ③ 旅費・宿泊費（前泊のみ対象）の領収書等
 - ※旅費・宿泊費は、島内の場合対象外

社会福祉主事・介護職員初任者研修・実務者研修

- ① 修了証明書
- ② 受講費の請求案内等
- ③ 受講費受領書(振込明細書)
 - ※ テキスト代・振込手数料等は対象外
- ④ 旅費・宿泊費（前泊のみ対象）の領収書等
 - ※ 旅費・宿泊費は、島内の場合対象外

喀痰吸引等研修

- ① 基本研修 及び 実地研修修了証
- ② 受講費の請求案内等
- ③ 受講費受領書(振込明細書)
 - ※ テキスト代・振込手数料等は対象外
- ④ 旅費・宿泊費（前泊のみ対象）の領収書等
 - ※ 旅費・宿泊費は、島内の場合対象外

介護支援専門員

- ① 介護支援専門員証 または 実務研修修了証明書
- ② 介護支援専門員実務研修受講試験 及び 実務研修の請求案内等
- ③ 介護支援専門員実務研修受講試験 及び 実務研修の受験料等受領書(振込明細書)
 - ※ テキスト代・振込手数料・交付手数料等は対象外
- ④ 旅費・宿泊費（前泊のみ対象）の領収書等
 - ※ 旅費・宿泊費は、島内の場合対象外

上記のほか各資格に共通のもの

- ① 身分証明書（運転免許証等）